

1997 年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1997年12月13日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研究発表

自由論題

プログラム

自由論題	(9:30~12:10)	大学院南講堂
全幹事会	(12:15~13:00)	大学院第1会議室
シンポジウム	(13:00~15:55)	大学院南講堂
報告	(13:00~15:05)	"
討論	(15:05~15:55)	"
講演	(16:00~17:00)	"
総会	(17:30~18:15)	"
懇親会	(18:15~20:15)	大学院第1会議室

古代の太政大臣の職権について 酒井芳司

—— 太政官政務統括の実態から ——

遊牧民王朝による都市利用の一形態 平野豊

—— 16世紀サファヴィー朝の場合 ——

ドイツ社会主義運動と消費協同組合 岩佐幸治

—— ヴァイマル期における大衆社会化の進展と消費の組織化をめぐって ——

シリア・アラブ共和国、デデリエ洞窟の調査 野口淳

—— 現代人起源論争の現場から ——

シンポジウム

1996・1997年度総合テーマ「植民地支配の国際比較」

「植民地支配と学問」(1997年度)

1997年度シンポジウム趣旨説明 駿台史学会企画委員会

日本の植民地支配と朝鮮における歴史学 李成市

文化財返還問題と博物館 矢島國雄

イギリスの植民地支配とインドの農業技術 吉賀正則

講演

地理的権力と国民の空間 姜尚中

—— 丸山真男の再読を中心に ——

古代の太政大臣の職権について

— 太政官政務統括の実態から —

酒井芳司

大宝・養老令制の太政大臣は、唐の三師三公を継承し、その職権を「太政大臣一人。右師範一人、儀形四海。經邦論道、燮理陰陽。无其人則闕」と規定された。太政大臣は、有徳の人物を待って任命する「則闕之官」であり、分掌の職掌のない名譽官とする見解もあったが、橋本義彦氏は、おもに『令集解』の明法家の解釈と『日本三代実録』元慶8年5月勅奏・同6月勅を根拠として、天皇の師範訓道と万機總攝（本報告では、万機總攝を太政官政務統括と表現する）という二つの権限を持つことを明確に指摘された。

しかし、橋本氏の検討は、法制面が主体であり、太政大臣が、左右大臣と異なり、太政官符の上卿宣者にならないという、政務の実態面での土田直鎮氏の指摘との関係が問題となる。また、9世紀における法解釈を根拠としているため、それが、大宝・養老令制定当初の構想であるかどうかも明らかでない。本報告は、以上の課題を解明するために、8世紀から10世紀前半までを対象に、太政大臣の太政官政務への関与を、実態に則して検討する。

大宝令制以後、それ以前の皇族太政大臣である大友皇子・高市皇子が保有していたと考えられる王權代行の権限は、天皇の師範の職務に変更された。しかし、天皇の師範であることは、左右大臣・大納言・中納言・參議等の議政官とともに太政官合議を権成して国家機構の統括に参画する一方で、独立して、天皇の意思形成に直接関与しうることを意味する。

8世紀の太政大臣任官者は、太師藤原仲麻呂と太政大臣禪師道鏡である。仲麻呂の場合は、天皇の師範としての権限行使は、史料上明確でない。太政官政務統括については、太師就任以後、官符の宣者となった実例はないが、史料上に太師宣が見えることから、命令を国家機構に下していたと考えられる。道鏡は、太政官政務統括には直接関与しなかったと推定される。しかし、大臣禪師当時から、称徳天皇の師という立場にあり、道鏡を太政大臣禪師とすることは、かかる実態を合法化する意味があったと考えられる。

9～10世紀前半に太政大臣に就任したのが、藤原良房・基経・忠平であり、いずれも、摂政ないし閑白の職務を兼帶している。この時期は、摂政・閑白の成立期であり、從来から、太政大臣・摂政・閑白相互の職務の関連について議論されてきた。

『日本三代実録』によると、藤原良房・基経が、太政大臣として、太政官合議に参画している事例（太政官奏・公卿上表）を多く見出せる。忠平も、左右大臣に指示を与えて、論奏や公卿上表の作成に関与していた。また『扶桑略記』にも、宇多朝に、基経が、公卿議定に参加したと見られる記事がある。その他、『日本三代実録』によると、基経は、郡司読奏の點定も行っている。基経が、朝賀・節会の内弁を勤めた例があるが、それは勅によって特別に行ったもので、本来、太政大臣は内弁を行わないものであるとされている。さらに、『西宮記』卷七裏書所引、天慶9年6月22日小一条記によると、10世紀前半の忠平の時代には、南所（侍従所）申文に、太政大臣と左右大臣がともに着座した場合、左右大臣は、大納言の作法で諸司の申文の決裁を行うとされている。『左經記』長元元年5月11日条にも同様の作法が見える。これによると、太政大臣は、上卿として申文の決裁を行わないことになり、官符の宣者にならないことと符合する。また、先に引用した小一条記所引の大藏善行の説から、9世紀後半の基経の時期には、太政大臣と左右大臣がともに着座した時、大臣への申文そのものを行わなかった可能性も指摘できる。『行歴抄』の記事から、文徳朝の良房は、上卿として勅を奉じて官牒・官符を発給した可能性がある。貞觀8年の摂政就任以前の良房は、天皇との外戚關係を媒介に、天皇の師範として政務を統括したと考えられ、太政大臣基経が天皇の外戚でなくなる光孝朝までは、太政大臣が政務を執行することへの問題が、顕在化しなかったのだろう。

9～10世紀前半の太政大臣は、太政官合議に参画し、また、郡司読奏の上卿も勤めえたが、内弁と南所申文の上卿は、原則として行わなかった。太政官合議は、実際に合議をして太政官合議体の総意を形成する政務である。いっぽう、内弁、南所申文は、上卿が単独で執行する政務である。郡司読奏は、上卿が単独で文書を點定する形態だが、宣陽殿西廂で太政大臣以下参議以上が式部大輔に銓擬郡司擬文を読ませており、議政官総体が参画する性格を持つ政務であった。太政大臣は、太政官合議体の総意として執行する政務を統括したのである。

政務は、令制では、本来、太政官合議体の総意で執行されるが、8世紀末までには、重要な案件について合議を行う形態と、議政官の一人が上卿として単独で執行する形態に分化していく。9世紀以降、太政官合議体総体による律令国家機構統括の体制は、後退しつつあり、合議制は、天皇の諮詢機関的な公卿議定制に収斂し、政務は、上卿単独執行型が中心となっていく。左右大臣と異なり、太政官政務を統括決裁する分掌の職掌を規定されず、太政官合議への参画をつうじて政務統括を行う太政大臣は、太政官合議制の衰退以後、摂政・閑白などの特別の職掌を付与されないかぎり、政務統括に關与する術を喪失することになったのであろう。

『遊牧民王朝による都市利用の一形態

— 16世紀サファヴィー朝の場合 —

平野 豊

16世紀初頭におけるサファヴィー朝（1501–1722年）の建国は、イスラム神秘主義教団の長がその教団員たるトルコマン系遊牧民諸部族の軍事力を巧みに操縦することによって達成されたものであった。このため、同王朝には元来、先行王朝と同様の遊牧国家的性格に加え、宗教国家的要素をも併せ持つという特性があった。ただし、このような特性が宮廷とイラン諸都市とのかかわりの中で明瞭な形態となってあらわされてくるのは、チャルデラーンの戦い（1514年）でオスマン朝遠征軍に大敗を喫し、一時的に王都を占領されて以後のことである。

チャルデラーンでの敗戦には、サファヴィー朝宮廷に「平時」と「非常時」の別という概念をもたらしたという点で、極めて重要な歴史的意義があるように思われる。オスマン軍の撤退後しばらく続いた平穏な時期において、「平時」には宮廷冬営地でもある王都を起点に近郊の夏営地との間を季節移動するという、遊牧民王朝本来の行動パターンが確立されたのである。

一方、宗教政策と連動させつつ「非常時」に備えた体制作りを推進したのが第2代君主のタフマースプI世（在位1524–1576年）である。彼はチャルデラーン戦での父帝エスマーラールI世（在位1501–1524年）の失敗を教訓として、1534年以降数回に亘り「勸善禁悪令」を発布したが、それには国教である十二イマーム・シーア派信仰を領内に浸透させようとする宗教的意図のみならず、「非常時」に備えて軍内部の綱紀肅正を図ろうとするねらいもあった。そういうものが具現化した最も顕著な例として、本発表では、「非常時」における宮廷ハレムびとの都市移送事例を取り上げその分析を試みた。

保護すべき対象である婦女子の一団を宮廷（行宮）から切り離し、コム、エスファハーン、レイ、ガズヴィーンなどの信頼できる地方都市へと前もって避難させておくといった行動を慣例化したのはタフマースプI世の功績である。上記の諸都市には、十二イマーム派の參詣対象となる重要なイマームザーデ（イマームの子孫を祀る聖廟）があり、サファヴィー朝はその整備や宗教的寄進に努めていた。行宮は遠征など領内移動の途上、これらイマームザーデに立ち寄ることが多々あり、所在先の都市との信頼関係もごく自然な形で醸成されていた。「非常時」における避難先としてこれらの都市が選ばれた理由もそこに見い出すことができる。ハレムび

との安全を確保し、同時に、避難先の参詣地で王国の戦勝を祈願させるという二重の効果を期待していた訳である。これは他に類例をみない16世紀サファヴィー朝独自の政策として特筆すべき事実といえよう。

また、避難先での滞在場所としては、ハレムびとの移送役にイーシーク・アーガースィー・バーシーなどの宮廷侍従長が任じられた事例が多いことから、前述の諸都市にあった離宮付設のハレムサライなどを想定すべきであろう。実は、それらの離宮はすべて先行諸王朝に由来し、チャルデラーン戦以前の時期にエスマーラールI世によって修復されたものであった。サファヴィー朝宮廷のもう一つの重要な特徴として、あるものは極力利用し、無駄な出費をできる限り抑えるといった儉約的姿勢も挙げておきたい。

その後、ガズヴィーン遷都が段階的に実施される過程（1544年–1555年–1558年）において、新王都は宮廷冬営地としてだけでなく、ハレムびとの避難先としても利用される傾向が強まった。さらに、オスマン朝との間にアマスィアの和議（1555年）が結ばれると、以後長期にわたり平和な時代が続き、「非常時」そのものが存在しなくなった。こうした結果、宮廷は王都に恒常に滞在するようになり、増大した権力機構が当地の宮廷地区に集中的に投下されたが、その反面、利用される機会を失った地方都市の離宮は必然的に荒廃していったのである。

四半世紀後、第4代君主ソルターン・モハンマド（在位1578–1587年）が即位すると、両国間の和平は殆どその効力を失い、内憂外患の時代に逆戻りした。再び「非常時」が到来したこの時期にも宮廷ハレムびとの移送事例が確認できるが、かつてのようにハレムびとを地方都市に避難させた例は殆どなくなった。王都に置いてきていたり、遠征の途中まで宮廷に同行させた例が目立つ。唯一の例外といえるのが旧都タブリーズで、宮廷内ではそこを新たな地方拠点として再整備しようとする動きもあったようである。しかしながら、オスマン軍によるタブリーズ制圧（1585年）の結果、そういう動きにも終止符が打たれた。

ソルターン・モハンマド時代の特徴としては、旧都タブリーズやホラーサーン地方マシュハドなどで、一過性の王の座所として、亡くなった名士の邸宅が積極的に活用されていたことが挙げられる。離宮としての役割をそこに見い出すことは困難だが、「ドウラトハーネ」という全く同じ用語が充てられている点は興味深い。それらの邸宅が次代の新たな拠点として発展していく可能性があるかもしれない。

結論としては、本発表での考察期間（1501–1597年）において、特にガズヴィーン遷都以後、王都は単なる宮廷冬営地から、国事活動全般の中心地として一大拠点化してゆく傾向にあったことを指摘したい。

また、サファヴィー朝宮廷によるイラン諸都市の利用に関しては、全体的にかなりの片寄りがみられた。領域北部ではカーシャーンなどが、中南部ではシーラーズ、ヤズド、ケルマーンなどの主要都市が宮廷の重点領域から明らかに外れていた。意外な発見というべきであろう。

M E M O

ドイツ社会主義運動と消費協同組合 ——ヴァイマル期における大衆社会化の進展と

消費の組織化をめぐって

岩 佐 幸 治

(西洋史学専修博士後期課程1年)

消費生活における個人の欲望に対応できなかった社会主義体制が崩壊し、またアジアにおいて急激な経済発展が進むなか、アメリカ的な個人主義的消費生活様式が地球規模で拡大している。一方「豊かな社会」となった先進諸国では、環境問題の出現のなか新たな消費生活様式が模索されつつある。こうした現在の状況に照らして、階級社会に代わり大衆社会化が進展したヴァイマル期において、ドイツの社会主義運動が変化のただ中にあった労働者の消費生活様式にどのように対応したかを考察することは、興味深い課題であると思われる。本報告では、社会主義運動の第三の柱とされていた消費協同組合をとりあげることにより、この課題にこたえようとするものである。

革命期の高揚が過ぎ去った後、インフレの昂進や合理化による労働強化、規律化の進展などにより職場における労働者のアトム化が進み、また日常生活における労働者間の連帯構造を支えていた半開放的家族生活に代わって小市民的家族生活が広がりつつあった。さらに安定期のドイツはアメリカ大衆文化の流入により「黄金の20年代」を迎える。大衆新聞やラジオなどのマスメディア、娯楽映画やダンスホール、遊園地などの娯楽文化産業が発達し、階層の相違を超えたアメリカ的生活様式の影響が広まった。

このような大衆社会化の進展は労働者の消費生活の領域においても現れた。消費協同組合に顧客を奪われた小売業は合理化を推進しサービス向上に努め、百貨店もさらに増大し、アメリカ小売業方式のチェーンストアや安売店などが新たに進出してきた。いまや消費協同組合の組合員もこれらの業者に流れはじめ、組合員の購買率の低下が進んだのである。組合役員はこのような組合員の「利己的態度」をくりかえし批判し、組合理念の徹底をはかるうとした。広告や景品などで欲望を喚起し、掛け売りや消費者金融により借金づけにしてまで「不必要なもの」を買わせるという私経済の利益主義が批判され、組合の「需要充足経済」「協同経済」の理念が対置された。しかし従来の活動スタイルではもはや不十分であるという認識が広まり、機関紙のヴィジュアル化や店舗従業員の態度改善などが進められ、タブー視されてきた一般新

聞廣告やショーウィンドなどの広告活動が導入され、以前は裏通りに存在した多くの店舗もいまや市民の目にもとまるようになっていく。

同時に、消費者をめぐる競争のなか私経済に対抗するため、大規模な合理化が進められた。単位組合の統廃合、従業員の削減、「名目組合員」の整理などが行われ、合理性と採算性の追求のため多くの専門職員が育成され活動の中心を担っていく。大規模化した単位組合では組合員総会に代わり代議員大会が制度化し、出資者=利用者=運営者という協同組合原則、直接民主主義の原則はフィクションとなっていました。組合員権は圧倒的に男性にあり、日常的に組合を利用する女性における組合員の割合はわずか二割であった。また自主生産の製パン業において深夜業を再導入し、労働者保護を要求する非組合員を含む製パン労働者との労使対立が激化する。こうしたなか1924年から1929年までに純益は四倍化、自主生産も拡大、消費協同組合は国内小売業界最大の組織として業績能力を向上させていくが、同時に組合の私企業的体質が強まっていった。

このように私経済に対抗し合理化を進めていた組合役員が、労働者の賃金上昇による生活水準向上を目指していた労働組合ともども注目したのが、アメリカの大量生産・大量消費社会であった。大衆の豊かな購買力を規格化された大量生産品の購入に結びつけた、アメリカの効率的な経済発展が学ぶべきモデルとされ、労働組合によって高められた労働者の購買力を消費協同組合の規格化された自主生産品の消費に結びつけ、効率的に「協同経済」を拡大することが社会主義への道とされたのである。こうして組合活動の合理化による自主生産の拡大が理論的に根拠づけられ、私経済の商品への欲望を抑え規格化された組合の自主生産品で満足するよう、広告を含めた宣伝活動を通じて消費者を教育することが課題とされた。

しかし個人主義的欲望の創出による利潤追求を本質とする大衆消費社会の生成期に、こうした欲望の制限をともなった「消費の組織化」活動の余地は少なく、組合員の底辺民主主義にもとづく協同組合というその本来の性格の弱体化とあいまって、ナチスによる組合脱退キャンペーンに對抗するだけの大衆組織としての力は失われていった。しかし、ドイツ民族に規格化・合理化を強制するものとして消費協同組合を攻撃したナチス自身も、政権獲得後その合理性を評価し「民族共同体」に消費協同組合を編入していくのである。

以上のようなヴァイマル期における消費協同組合の活動は、個人主義的消費生活様式が広がった大衆社会における消費の組織化の困難さを示している。しかしそれでこの時期に、こうした消費の組織化活動が相当の規模で行われていたということは、「豊かな社会」の抱える問題に直面している現在からみて貴重なものであろう。

シリア・アラブ共和国、デデリエ洞窟の調査

現代人起源論争の現場から

野 口 淳

(博士後期課程・考古学専修2年)

この夏、約2ヶ月あまり、私は大学院博士前期課程2年の吉川君とともに、シリア・アラブ共和国、デデリエ洞窟の発掘調査に参加する機会を得た。今回は調査の概要について報告すると同時に、調査の主目的である「現代人起源論争」について触れたい。

遺跡はシリア北西部、トルコ国境に近い山岳地帯にある。アフリン川の左岸に続く石灰岩台地を刻むワジに面して開口した、奥行き約120m、間口40mの巨大な洞窟で、最奥部の天井に「チムニー」と呼ばれる第2の開口部があることが特徴である。調査は1987年の分布調査からはじまり、1989年以降、シリア・日本の共同発掘調査が継続されている。中部旧石器時代（約十数万～4万年前）と中石器時代（約12,000～10,000年前）の遺構・遺物が確認されているが、調査の主眼は前者に向けられている。ネアンデルタール人類と「現代人」との関係を理解する上で注目される、まさにその時代である。そして1993年には、ネアンデルタール幼児1体のほぼ完全な骨格が出土したことの一挙に注目を集めた。

シリアを含めたレヴァント地方には、多くの中部旧石器時代遺跡が知られている。と同時に多くの人類化石も出土している。それらは、「古典的ネアンデルタール」型と「原クロマニヨン」型とに分けられ、前者から後者への進化、または後者による前者の置換という2説が唱えられ論争が続いていた。ところが1980年代末になって、新たな年代測定により「ネアンデルタール」より古い「クロマニヨン」の存在が確実になり、置換説は一気に優勢となった。さらに1991年にはミトコンドリアDNAについての遺伝学的研究から、現代人のほぼすべてのルーツは約20万年前のアフリカに集約されるという「イヴ仮説」が提示され、地域的な進化説はほとんど否定されたかのように思われた。これに対して、人体形質や考古学的な文化の上ではそうした急激な置換は認めがたく、むしろ十数万年前までさかのぼる地域性は、ずっと後まで継続して認められるとの反論がなされている。

そして1990年代半ば、統計解析ソフトの欠陥の指摘から、「イヴ仮説」はその地位を失うが、新たな研究は矢継ぎ早に展開、今年6月にはドイツ出土のネアンデルタール人骨からDNAを直接抽出、現代人と比較したところ、両者の遺伝的距離は予想以上に隔たったものであったと

の研究成果が公表されている。

これに対して、考古学の側からはどういう議論がなされているのだろうか？ 端的に言ってしまえば、遺伝人類学や年代測定が次々に投げかける問題にほとんど対応できていないのが現状であろう。レヴァント地方の事例に戻ると、異なる形質の人類化石はいずれも「ルヴァロワゾ・ムステリアン」と呼ばれる石器群とともに発見されている。この石器群は從来から大きく3段階に区分され、それと人骨の形質との関係も検討されている。しかし3段階の間の差は、周辺地域と比較した時には非常に微妙なものに過ぎない。そもそもこの区分は1930年代の研究成果によるものだが、その後充分に権証されているとは言い難くレヴァント内の地域差、異なる環境への対応による変異などの検討は、少壯の研究者たちの努力にも関わらず、依然、多くは課題のまま残されている。

最大の問題点は私自身の感想から言えば、十数万から時には百万点を越す膨大な資料に対する研究者の絶対的な不足である。古代文明の発祥など興味深い対象が少なくない中、継続的な調査は少なく、その進捗は微々たるものである。概観した限りではあるが、デデリエ洞窟をはじめとした多くの遺跡が、「現代人の出現期」における人間行動の多様性を明らかにし得る資料を持っている。現在、西ヨーロッパや日本を中心に明らかな「現代人」の時代——上部旧石器時代について、遺跡や遺跡間における人間行動のパターンが解明され、さらに社会組織などについても検討されつつある。こうした研究と同様の視点での分析を通して中部／上部旧石器時代間の違いを則確にし、さらにレヴァント中部旧石器時代の地域的な問題に踏み込むのも可能であるし、むしろ必要である。遺伝人類学などの目覚しい進歩に対し、古典的進化主義にもとづく固定観念的な理解が先行しがちな中で、これはまた「人間」の理解に対する思想的、哲学的问题も含んでいると思われるからである。

M E M O

（このメモは、筆者個人の意見であり、必ずしもDNAや遺伝子技術を用いた遺跡調査が必ずしも実証的であることを示すものではありません。）

1997年度シンポジウムの趣旨説明

駿台史学会企画委員会

◆1996-97年度の総合テーマ「植民地支配の国際比較」

1995年は第2次世界大戦の終結から50年目にあたり、歴史学界においても、国内外で戦争と植民地支配、戦後補償問題などに関するさまざまな企画がおこなわれた。駿台史学会も1994年から「戦後50年企画」の検討を始め、その総合テーマを、歴史学のかかえる今日的課題、歴史学への社会的要請、さらには駿台史学会会員のなるべく多数の問題関心に応えることができるという点から「植民地支配の国際比較」とした。

そして、企画委員会では、総括的な「国際比較」や植民地支配に関する学説紹介的なものではなく、かつて分野・多地域の研究者を擁する駿台史学会の特色を十分に生かせる内容を、と検討してきた結果、「植民地支配の国際比較」は、2年連続のシンポジウムとし、1996年度は「旧帝国の崩壊と植民地主義」、1997年度は「植民地支配と学問・歴史学」をテーマとした。

このような構想に基づいて、1996年度にはシンポジウム「旧帝国の崩壊と植民地主義」を開催し、近代植民地支配の確立する以前の「旧帝国」による周辺支配のシステムの動搖の過程を中国（中華帝国）とオスマン帝国を対象にして検討した。その際、あわせて、ヨーロッパの植民地主義が、「旧帝国」の周辺支配のシステムを利用しつつ浸透していったこと、韓国を対象として中華帝国システムを軍事力によって日本が掘り崩していく経過を確認した。

◆1997年度テーマ「植民地支配と学問・歴史学」

今年度は、植民地支配と学問・歴史学がどのようにかかわったのか、という問題を中心にシンポジウムを行う。学問・歴史学と植民地支配との関わり方は、多様であり、さまざまな学問が帝国主義のパワーポリティックスにさまざまにかかわってきたことは、厳然たる事実である。列強の膨張と支配を支えた学問、支配からはかりしれない恩恵を受けた学問、そして権力政治に抵抗した学問など、植民地支配と学問とのかかわりあいについて、それ自体を学問的にかつ多面的に検討したい。

シンポジウムでは、3つの側面から植民地支配と学問・歴史学の関係を検討したい。

まず第1に、日本の植民地支配が、日本古代史研究（とりわけ日本と朝鮮の関係史）に与え

た影響を通して、植民地支配のイデオロギーが歴史学研究を歪めた実態と、他方で歴史学研究が日本の植民地支配を合理化していく側面をあわせて検討する。

第2は、文化財研究と帝国主義が生みだした博物館という社会的・文化的装置との関わりについてである。とりわけ、植民地支配と近代科学との関係を考える素材として、1970年代に始まるユネスコ・国連の文化財返還プログラムに焦点を当てて考察する。

第3は、植民地に導入された植民地本国の技術と植民地支配（心の支配）との関係についてである。この問題については、イギリスのインドへの農業技術の移転を題材としてアプローチし、植民地下での農業の「発達」の中身を探るとともに、それが植民地支配とインドにおける「近代的」な心性の形成にどのような影響を与えたのかを検討する。

シンポジウムでは、それぞれ分野の専門家から問題提起をしていただき、他分野・時代を専門とする参加者を含めての討論によって、理解を深めていくつもりである。問題提起者と報告タイトル（いずれも仮題）は下記の通りである。

李成市氏（早稲田大学）：日本の植民地支配と朝鮮における歴史学

矢島國雄氏（文学部学芸員養成課程）：文化財返還問題と博物館

古賀正則氏（文学部地理学専攻）：イギリスの植民地支配とインドの農業技術

シンポジウム当日には、3氏の報告をもとに質疑応答・討論をおこない、他分野については

フロアからの発言によって補っていきたい。

（文責・山田朗）

M E M O

（参考文献）
1. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

2. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

3. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

4. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

5. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

6. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

7. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）

8. 朝鮮の歴史と文化財問題（朝鮮民族の歴史と文化財問題）